

給与所得者の特定支出控除

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（５項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月４回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	給与所得控除(給与収入金額に応じ、控除率：40%～5%の5段階、最低65万円)が認められる。	概算控除 (夫婦共同申告の場合) 7,350 ドル(77.9 万円)	なし	被用者概算控除 2,000 マルク (10.4 万円)	必要経費概算控除(注) 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除額 2,320 フラン (3.7 万円) 最高控除額 77,850 フラン (124.6 万円)
実額控除	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額(項目別)控除が認められる。 実額控除は、給与所得者の必要経費の他、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・医療・歯科費用 ・寄付金	必要経費については、実額控除が認められる。 実額控除は、以下の要件を満たすものに限って認められる。 ・適格旅費(注：通勤費は認められない) ・上記以外の職務遂行上必要不可欠な費用で、その全額が職務遂行を唯一の目的として支出されるもの	上記に代えて、必要経費については、一定の実額控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額控除が認められる。 (注) ----- (注) なお、必要経費概算控除又は実額控除に加えて、当該控除後の所得に対して20%の給与所得控除が認められる(上限あり)。

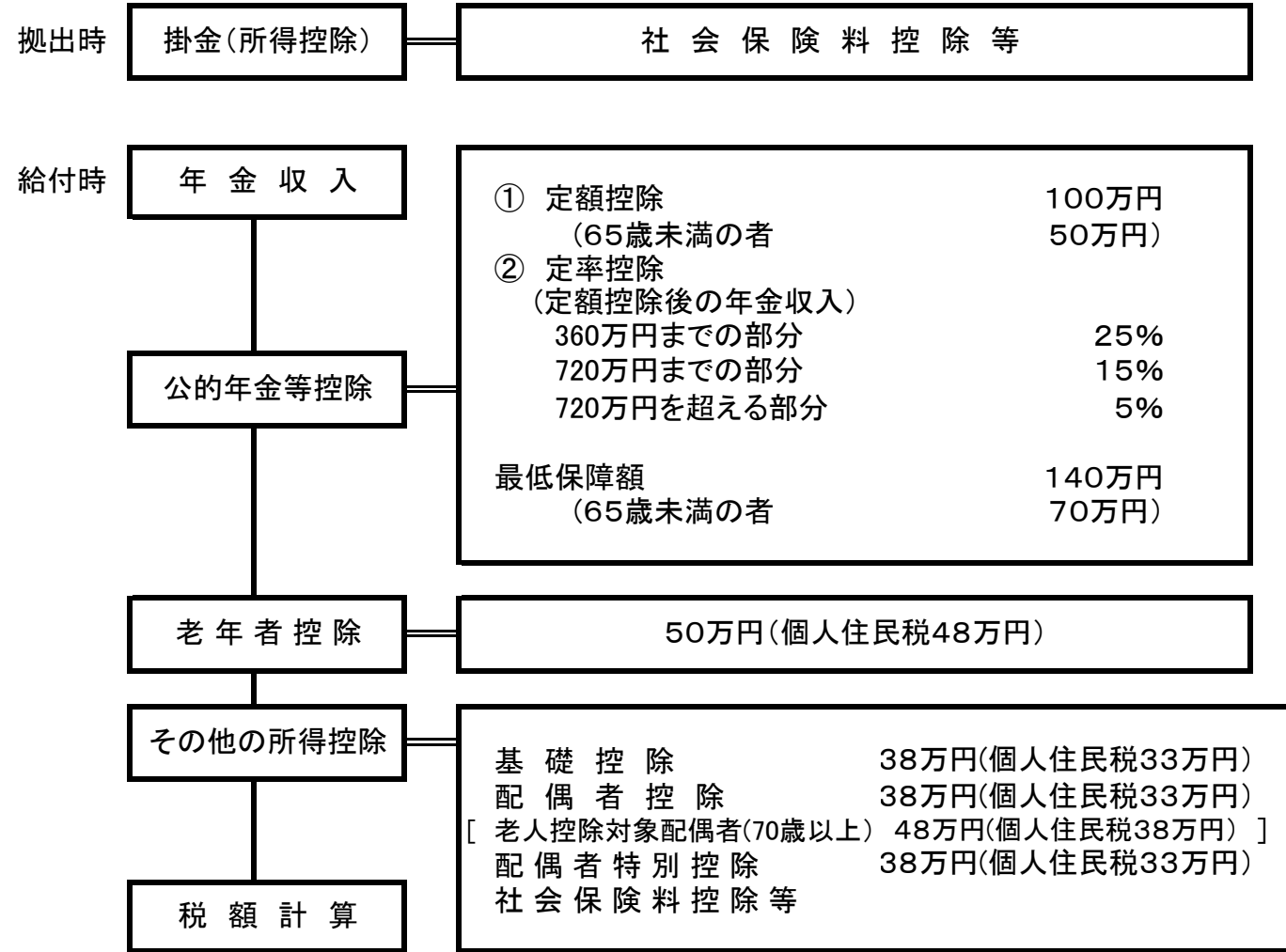
(備考) 邦貨換算は次の率による。1ドル=106円、1マルク=52円、1フラン=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月～平成12年5月までの実勢相場の平均値)

主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要（未定稿）

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
実額控除の認められる 経費の範囲				
(1) 旅 費	自己が負担した職務上の 旅費に限る。	左に同じ。	左に同じ。	左に同じ。
(2) 通 勤 費	控除を認めない。	左に同じ。	控除を認める。 ただし、自動車等による 移動の場合には、一定の限 度で控除を認める。なお、 公的交通機関を利用する場 合は、勤務先から支給を受 ける通勤費用手当は、非課 税。	控除を認める。 ただし、30km以遠から通 勤している者は、そこに居 住することが合理的な事情 によることを立証した場合 に限る。
(3) 衣 服 費	特殊な職業に従事する故 に着用を命ぜられ、かつ通 常の場所では着用されない 衣服の費用に限り控除を認 める。 例：消防士、警官の制服	職業上必要とされる特殊 な衣服の費用に限り、控除 を認める（この場合一定の 控除率が労働組合と当局と の間で協議されて決められ るのが慣例である。）。	職場でのみ着用される職 業用の衣服の費用に限る。 通常の上服は、職場で着用 されるものであっても控除 を認めない。 例：作業服、ヘルメット	特別な衣服を必要とする 職業に限り控除を認める。 例：芸人の衣装、ウェイタ ーの制服、作業服
(4) 交 際 費	雇用主が負担を要求した ことを証明した場合のみ控 除を認める。	原則として控除を認めな い。	取引観念上適当であり、 かつ、その理由と額が書面 により証明されるものは、 支出額の80%を限度として 控除を認める。	職務の遂行上必要なもの に限り控除を認める。

(5) 研 修 費	雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため、又は職務上必要な技能の維持向上を目的とする研修費用に限り、控除を認める。	控除を認めない。	現在の雇用に関し、職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するための費用に限り控除を認める。	職業上の資格を得るための費用、又は学位論文の準備、印刷に要する費用は控除を認める。
(6) 職業上の図書の購入費	雇用主の要求がある場合又は職務上必要な定期刊行物の講読費について控除を認める。	原則として、控除を認めない。	専ら職務の遂行上必要な専門書、専門雑誌に限りその購入費の控除を認める。	職業上必要な書籍等の購入費は控除を認める。
(7) 職業上の団体の会費	職業上の団体の会費、労働組合費は控除を認める。	一定の職業上の団体に限り控除を認める。なお、労働組合費は、控除を認めない。	営利を目的としない職業上の団体（学会、労働組合等）の会費は、控除を認める。	労働組合費は控除を認める。
(8) その他控除の認められる主な経費	転勤費用、外勤セールスマンの経費等		職業上家族と離れて二重生活をしている者について、帰省費（週1回分だけ）等、二重生活の為のやむをえない支出について控除を認める。	職業上利用する自動車の減価償却費、接待費など。

公的年金等に係る課税の仕組み

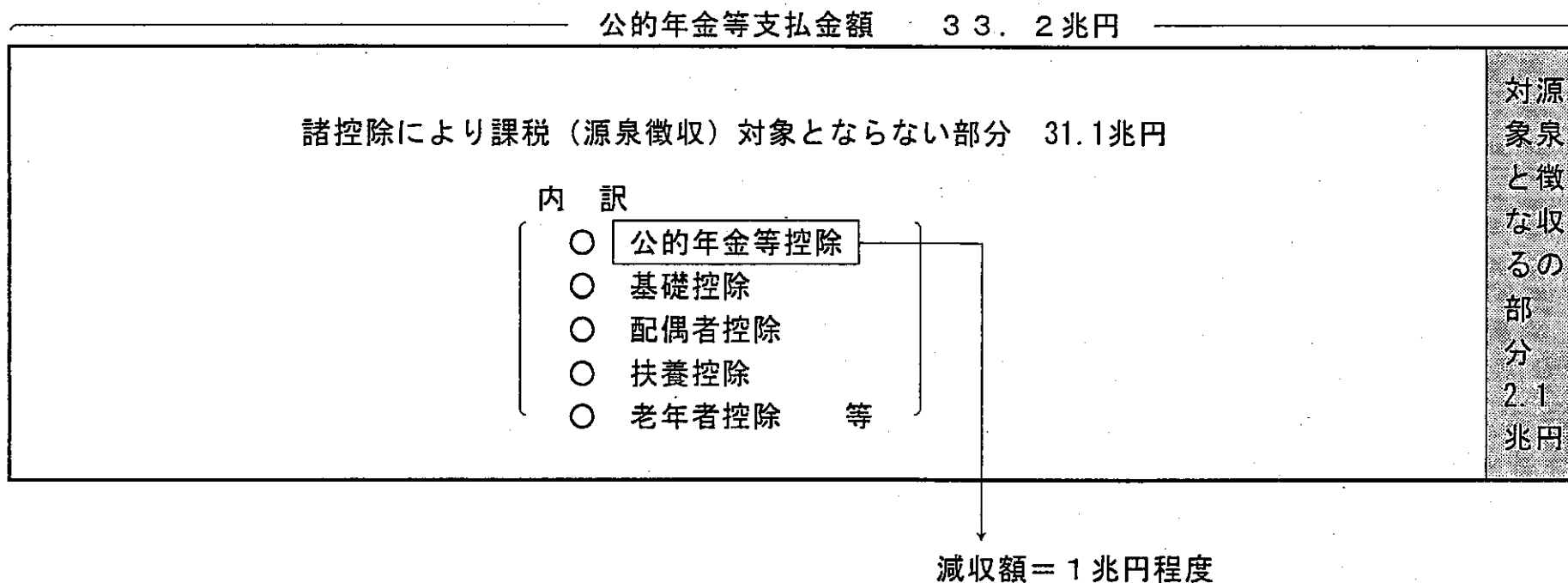


課税最低限の比較(所得税)

	独身	夫婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,363千円	3,399千円	3,543千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,125千円	2,183千円	2,326千円
給与所得者	1,144千円	2,200千円	

(注) 社会保険料控除の近似式の係数改訂後の額である。

公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況



- （注） 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（8年度）（標本調査）」による。
2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」は、上記資料の源泉徴収税額（2,118億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割返して算出。
3. 「課税対象とならない部分 31.1兆円」は、「公的年金等支払金額 33.2兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.1兆円」を差引いて算出。
4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

（参考）8年度における年金等支給額（「社会保障統計年報」（総理府社会制度審議会事務局）による。）

- ・ 国民年金（老齢年金） 約 7.4兆円
- ・ 厚生年金（老齢年金） 約 14.5兆円

各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）

区 分	雇用主掛金分	本人負担分	合 計
公 的 年 金	1. 6兆円	1. 6兆円	3. 2兆円
国 民 年 金	— 兆円	0. 3兆円	0. 3兆円
厚 生 年 金	1. 6兆円	1. 0兆円	2. 6兆円
共 済 年 金 等	— 兆円	0. 3兆円	0. 3兆円
企 業 年 金	0. 8兆円	0. 1兆円	0. 9兆円
厚生年金基金	0. 4兆円	0. 1兆円	0. 5兆円
適格退職年金	0. 4兆円	僅 少	0. 4兆円
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0. 1兆円	0. 1兆円
合 計	2. 4兆円	1. 8兆円	4. 2兆円

（参考）

・平成12年度減収額

○生・損保控除 2,770億円

○老人等マル優 6,490億円

○財形貯蓄 70億円

・平成12年度改正による減収額
（平年度）

○確定拠出年金制度（案）

に係る税制上の措置 1,410億円

（注） 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。

2. 基礎年金部分に係る減収額は、0. 8兆円である。

3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。